

(別紙1)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則(昭和五十一年農林省令第三十六号)

一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(届出義務の適用除外)</p> <p>第六十九条 (略)</p> <p>2 法第五十条第二項の農林水産省令で定める者は、自ら生産した農産物を飼料として販売することを業とする販売業者とする。</p>	<p>(届出義務の適用除外)</p> <p>第六十九条 (略)</p> <p>2 法第五十条第二項の農林水産省令で定める者は、飼料の消費者に対し販売することを業とする販売業者であつて、自ら生産した農産物を飼料として販売するものとする。</p>